

今年は5年に1度の国勢調査の年です。

国勢調査員が各世帯を訪問し調査票を配布しますので、
10月1日現在の皆さんの状況を記入し、提出してください。



国勢調査とは？

統計法に基づき、日本に住んでいるすべての人・世帯を対象とする国の最も重要な統計調査です。
大正9年の第1回調査から5年ごとに行われ、令和7年国勢調査はその22回目に当たります。
人口減少・少子高齢化社会を迎えた日本の未来を描く上で、欠くことのできないデータを得るために国勢調査を実施しています。

調査の結果は、国や都道府県、市町村で行う様々な行政分野の基礎資料として活用されるほか、研究、教育、経済活動など、行政以外の幅広い分野でも活用されており、私たちのより良い暮らしや住みよいまちづくりに役立てられています。

個人情報の保護について

国勢調査員をはじめとする国勢調査に従事する人は、統計法により調査上知り得た情報を他に漏らしてはならない『守秘義務』が課せられています。

また、調査の回答は、外部に漏れないように管理しています。

回答の『義務』について

調査の対象となる人は、求められた調査に対し回答する義務が統計法で定められています。

調査を正確かつ円滑に実施するためには、皆様のご協力が不可欠となりますので、国勢調査員が訪問した際には、ご協力をお願いします。

国勢調査の実施について

国勢調査は、10月1日を基準日に全国の市町村で一斉に実施されます。

調査する項目について

調査事項については、世帯員に関する事項が13項目、世帯に関する事項が4項目の合計17項目です。

世帯員に関する事項(13項目)

- ① 氏名
- ② 男女の別
- ③ 出生の年月
- ④ 世帯主との続柄
- ⑤ 配偶の関係
- ⑥ 国籍
- ⑦ 現在の住居における居住期間
- ⑧ 5年前の住居の所在地
- ⑨ 就業状態

- ⑩ 所属の事業所の名称および事業の種類
- ⑪ 仕事の種類(職業)
- ⑫ 従業上の地位
- ⑬ 従業地または通学地

世帯に関する事項(4項目)

- ① 世帯の種類
- ② 世帯員の数
- ③ 住居の種類
- ④ 住居の建て方